

指名停止措置要領について

神戸大学施設部
令和3年3月1日

本学は「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき指名停止措置要領について下記の文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部の通知を準用する。

- ・「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」の一部改正について（令和3年3月1日付文教施設企画・防災部長通知2文科施第436号）
ただし、第13に規定する様式2による通知は行わない。